

令和8年度ジオパーク次世代育成事業委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度ジオパーク次世代育成事業（以下「本事業」という。）

2 委託業務の目的

県内の中高大学生を対象にした若者による「ジオ部」活動を行い、山陰海岸ジオパークのほか、国内外のジオパークの多様な取組・価値観を知り、ジオパークを通じたグローバルな視点を持つ人材育成につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月25日まで

4 予算額

金2,816,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

なお、本仕様書に定められた業務内容の遂行にあたって追加の費用負担が生じた場合においても、原則として受注者の負担とする。

5 業務の内容

(1) ジオ学習・ジオ部活動の企画・運営

県内の中高生や大学生（計15名～30名程度を想定）を対象に、ジオパークに関する一連の学びや活動（ジオ部活動）を企画・運営する。募集や実地に当たっては、参加者がジオ部活動に興味を持ち、参加しやすい環境を作るよう工夫を凝らすものとする。

(2) 実地講座（座学とフィールドワーク）

実地講座及びフィールドワークを複数回実施し、ジオパークの基礎知識や地質、生物等について効果的に学ぶ。講座の開催、運営に必要な準備（参加者募集や司会、講師の選任、開催場所の選定、スタッフ手配、移動手段としてのバス手配、講座内容の準備、問い合わせ対応など）は、委託業者が企画し実施するとともに必要な経費を支払う。

(3) 発表会の実施

実地講座及びフィールドワーク等で学んだ成果を発表する会を実施する。当該発表会の開催、必要な準備は、委託業者で企画し実施するとともに必要な経費を支払う。

(4) その他の提案による情報発信・運営

上記の業務に加えて、独自の手法やアイデアによる情報発信や運営があれば提案・実施する。なお、これらにかかる費用はすべて委託料に含まれる。

6 成果品

- (1) 受注者は本業務が完了したときは、完了後20日以内又は令和9年3月25日のいずれか早い日までに以下に示す資料（以下、「実績報告書等」という。）を県に提出しなければならない。

ア 実績報告書1部（紙媒体、A4判、カラー）

イ 電子媒体一式（実績報告書、写真データ）

- ウ その他県と受注者が合意の上、成果品として提出を求めるもの
- (2) 県は、(1)の実績報告書等を受理したときは、その日から10日以内又は令和9年3月25日のいずれか早い日までにその内容の検査を行う。

7 調査等

県は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の処理状況について調査し、受注者に報告を求めることができる。この場合において受注者はこれに従わなければならない。

8 委託料の支払

- (1) 県は6(2)の検査を行った結果、合格と認めるときは、その日から30日以内に委託料を受注者に支払う。
- (2) 県が正当な理由なく前項に規定する支払期限までに支払いを完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を県に請求することができる。

9 業務上の留意事項

- (1) 受注者は、県に対し状況に応じて業務の進捗状況を報告するとともに、業務の推進に必要な打合せ会議等を行うこと。打合せ会議等にかかる経費や郵送費、報告書の作成等にかかる経費等は契約金額に含まれる。
- (2) 本業務の実施で得られた成果(著作物等)、情報(個人情報を含む。)等については、県に帰属するものとし、受注者は、県の承認を得ないで本業務で得た成果品等を使用、貸与又は公表してはならない。これは、委託期間終了後も同様とする。
- (3) 実施及びその他業務の遂行に必要な経費(交通費、資料作成費等)は受注者の負担とする。
- (4) 関係者との調整により、行事等の内容に変更が生じる場合がある。
- (5) 本仕様書の内容については、県と受注者が協議のうえ、一部内容を変更する場合がある。

別記

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

2 前項ただし書の場合には、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複製し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について甲が指定する方法で報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先から、前項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

(監査)

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

(注) 甲は鳥取県、乙は受注者をいう。